

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
54	療育手帳の交付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡山県は、療育手帳発行の交付における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡山県知事

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 知的障害がある者に対して療育手帳を交付し、療育手帳交付台帳を作成する等の交付に関連する事務を行う。</p> <p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・療育手帳交付申請の受理、その届出に係る事実についての審査又はその申請に対する応答・療育手帳の返還に伴う処理・療育手帳交付台帳の整備・氏名変更、居住地移転届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその申請に対する応答・療育手帳の再交付
③システムの名称	療育手帳発行システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳交付台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 番号法第9条第1項 別表の8の項 児童福祉法第11条第1項第2号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定に関する事務 番号法第9条第1項 別表の50の項 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの知的障害者の判定に関する事務
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 14の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、 91の項、92の項、108の項、113の項、124の項、125の項、141の項、144の項、155の項、161の項、163の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岡山県子ども・福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡山県総務部総務学事課 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL:086-226-7214
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡山県子ども福祉部障害福祉課 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL:086-226-7362

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正
令和4年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正
令和5年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	時点修正
令和5年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	時点修正
令和5年4月1日	I 関連情報 7. 評価実施期間における担当部署 ①部署	岡山県保健福祉部障害福祉課	岡山県子ども・福祉部障害福祉課	事後	部名変更
令和5年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	岡山県保健福祉部障害福祉課	岡山県子ども・福祉部障害福祉課	事後	部名変更
令和6年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	時点修正
令和6年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	時点修正
令和6年6月17日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 番号法第9条第1項 別表一の7の項 児童福祉法第11条第1項第2号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定に関する事務 番号法第9条第1項 別表一の33の3の項 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの知的障害者の判定に関する事務	命令 番号法第9条第1項 別表の8の項 児童福祉法第11条第1項第2号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定に関する事務 番号法第9条第1項 別表の50の項 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの知的障害者の判定に関する事務	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年6月17日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める条例 ・事務 なし ・情報 第9条第1号イ、4号イ、ホ	○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 14の項、20の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、91の項、92の項、108の項、113の項、124の項、125の項、141の項、144の項、155の項、161の項、163の項		